

平成22年 6月1日現在

研究種目：基盤研究（C）  
 研究期間：2007年度 ～2009年度  
 課題番号：19530411  
 研究課題名（和文） スイス会計制度の内的特性に関する研究  
 研究課題名（英文） Research on the Internal features of the Swiss Accounting System  
 研究代表者 中嶋 隆一（NAKAJIMA RYUICHI）  
 （明海大学・経済学部・教授）  
 研究者番号：50217733

研究成果の概要（和文）：本研究では、スイス会計制度の特徴を明らかにすることを目的とした。「スイス会計士協会」の主導のもとで、1984年以來今日まで公表されてきている会計報告基準（FER）について、それらの特徴を、スイス国内での制度上の位置づけ、具体的規定内容、および国際的会計基準（IFRSあるいはUS GAAP）とのかかわり、という3つの視点から検討している。

研究成果の概要（英文）：In this research, the author aimed to clarify the features of the Swiss Accounting System. The feature of the Accounting and Reporting Recommendations (ARR=FER) released under initiative of the “the Swiss Institute of Certified Accountants” since 1984 to the present are examined from 3 points. The 1<sup>st</sup> is FER’s position on the accounting system in Switzerland, the 2<sup>nd</sup> is the contents of concrete regulation, and the last is the viewpoint of its relationship with the International Accounting Standards (IFRS or US GAAP).

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	500,000	150,000	650,000
2008年度	600,000	180,000	780,000
2009年度	200,000	60,000	260,000
年度			
年度			
総計	1,300,000	390,000	1,690,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：（分科）経営学・（細目）会計学

キーワード：国際会計・スイス会計・ヨーロッパ会計・中小企業会計・財務報告制度

## 1. 研究開始当初の背景

（1）スイスは、政治的にはEU非加盟国でありながら、経済的にはEUとの相互通商協定により実質的にEUと同一歩調をとっている。

（2）法制度は大陸法国家の範疇に分類されながらも、規定内容は隣国ドイツに比べかなり穏やかな特徴を有している。

（3）その理由は、スイス連邦の成立以来、

今日に至るまで、直接民主制に影響され、国民に認められたイニシアティブ（国民・住民発議権）とレファレンダム（国民・住民投票）の二つの権利およびカントン（州・現26州）やゲマインデ（各都市）に多少なりとも認められている権利が存在するため、簡単には法改正できないというスイス独自の特質からきているといえる。

## 2. 研究の目的

(1) 以上の背景をもとに、本研究では、会計制度面に焦点を絞り、現行法の枠組み、とりわけ、連邦債務法(OR)を中心として、1984年以来公表されてきている会計報告基準(FER)、RRG（新会計法案）、スイス監査ハンドブック(HWP)といった各種法令（案）とスイス SWX 証券取引所（2008年に組織再編し SIX と名称変更している）基準との制度上の関係を明らかにし、スイス会計制度の内的特性を明らかにすることが目的である。

(2) 同時に、最近取り上げられつつある中小企業政策における会計制度面での役割について、スイスの場合は多くの中堅・中小企業が経済を支えているところから、わが国における今後の中小企業対策に有用であると考え、検討することも目的としている。

## 3. 研究の方法

(1) 初年度は、スイス商務官との意見交換の際のアドバイスを参照し、スイス本国での幅広い関連情報の収集を行った。

(2) 翌年度は前年度に引き続き、スイス本国での情報収集ならびに得られたデータのうち、FERの改正を中心に調査・分析を行った。

(3) 最終年度では、これまで収集した情報データに基づき FERの今後の方向性を探るべく中小企業会計との観点から分析することを中心とした。

## 4. 研究成果

(1) 結論からいえば、2007年から2009年にかけて、スイスでは本研究の中心である会計制度等に大きな変革が生じた。スイス会計報告基準(FER)は2007年から従来の基準方針を大きく変更し大規模な改正をおこない国内基準へと特化した。同時に IFRS(国際財務報告基準)および FASB(米国基準)との差別化を明確にしている。

(2) スイス SWX 証券取引所は SWX グループ、SIS グループおよび Telekurs グループとの合併を機に、2008年初頭に SIX 証券取引所と名称を変更し、上場基準等の大幅な見直しを行

っている。

(3) 以上の状況から、最近数年間にスイスは会計制度に関する大幅な見直しと変革を実施しつつあることが判明した。

(4) 当初の研究目的のうち、今回とりわけ方針変更の大きかった FER を研究対象の中心に据え、これまで得られた主な研究成果の概要を以下に記述する。

① FERは歴史的に見ると、1984年以来今日に至るまで、25年間を活動状況により大きく4つの時代に区分することができる。第1期は1984年から1991年までで、創設期と呼ばれる時期である。第2期は、1994年頃までであり、スイスが旧 IASC のメンバーに加わっていた時代である。第3期は1999年頃までの時期であり、FERの15年間の歴史を要約し個別問題に関する基準を完結化した時期であった。第4期は現在に至る時期であり、FERが中小企業の要望に応じたスイス証券取引所の国内基準へと変化した時期である。

② 2007年から改正された新 FER は、明らかにスイス国内の影響を受ける中小企業（企業集団を含む）向けの財務報告基準の作成と確立にシフトし、FERの位置づけを明確にしたものといえる。

③ その結果、小規模企業の適用基準を設定し、該当企業には概念フレームワークとコア—FER(1~6)の適用だけで会計報告を可能とした。

④ ここで小規模企業に適用される具体的な条件は、  
・総資産1,000万CHF  
・年間売上高2,000万CHF  
・年間平均正規雇用者（フルタイムの従業員数）50人  
の3つであり、連続した2会計期間に2つの基準を超えない組織に限定される。

これにより、財務報告情報の軽減化を図るとともに過重負担を回避し、僅かな核となる報告（基準）の遵守だけで情報価値のある報告書の作成が可能になるよう配慮されている。

⑤ FERの概念フレームワークとは、つぎの8項目の内容を指している。

- ・財務諸表（jahresrechnung）の目標設定
- ・年次報告書（Geschäftsberichts）の区分
- ・スイス GAAP FERの初度適用
- ・財務諸表の基本原則
- ・借方と貸方（負債および株主資本）の定義
- ・収益、費用および損益の定義
- ・（財務諸表の）質的要件

・取締役報告書（現状と今後の見通し）である。

概念フレームワークは企業規模にかかわらず、FER を適用するすべての企業（企業集団を含む）に該当する。基本的に、スイス FER の基準に定められていない事項を会計処理する場合の判断の拠り所となるのがこの概念フレームワークである。ただし、FER の個々の基準はこの概念フレームワークに優先することに留意する必要がある。

個々の規定内容を概観すればつぎのとおりである。

「財務諸表の目標設定」では財務諸表の基本目的を定めている。すなわち、財務諸表の基本目的は実際の状況に応じた写像（真実かつ公正な概観；True and Fair View）を情報利用者に提供することであり、信頼性を確保し、情報利用者の意思決定に役立つことなどが明記されている。

「財務諸表の基本原則」では継続性の原則、経済的実質を重んじた考察方法、発生主義の原則、費用収益対応の原則、保守主義の原則、総額主義がその必要理由とともに明示されている。

さらに「財務諸表の質的要件」では、

- ・実質一元
- ・首尾一貫性
- ・比較可能性
- ・信頼性
- ・明瞭性

の5つが列挙されており、財務諸表の作成にあたり、各企業はこれらの項目を満たす必要がある、それにより質的に信頼できる財務諸表の作成が可能となることを指摘している。

⑥ コア基準とは、基礎概念 (FER1)、評価 (FER2)、表示と区分 (FER3)、キャッシュ・フロー計算書 (FER4)、オフバランス取引 (FER5)、注記 (FER6) の6つを示している。

このうち、FER1 では、「真実かつ公正な概観」および税法とのかかわりに触れている。前者については、国際会計基準へ移行する際の最適な前提条件としての拠り所となる理由を述べ、後者については、通常、債務法（商法）に準拠した決算書が納税額の課税標準とされるが、今後は FER に準拠して作成された決算書でも課税標準となり得る可能性のあることを示唆している。

FER2 は、評価の指針を示したもので、貸借対照表項目の評価原則を詳細に説明している。評価属性として、取得原価あるいは現在価値を予定し、評価の統一性が図られることを意図した指針である。

FER3 は、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書と関連する最低限の区分表示のひな型を規定したものであり、FER4 はキャッシュ・フロー計算書の表示方法を示

したものである。

FER5 では、貸借対照表で直接表示されない項目に関する企業の義務を規定している。ここでは、デリバティブ取引については意識的に除外され、中規模企業以上に適用される拡大 FER で取り扱われている。

最後に、FER6 は、財務諸表の一部を構成し、財務諸表各項目を補足し説明することを明記している。

以上6つのコアFERは小規模企業にとって最も重要な規則を網羅している。

⑦ 小規模適用基準の除外企業には、コア基準に加え、さらに13のFER-基準の適用が求められている。たとえば、無形資産 (FER10)、中間財務報告 (FER12)、リース取引 (FER13)、退職給付 (FER16)、減損 (FER20)、工事契約 (FER22) といった規定内容である。

⑧ 企業集団（連結企業）の場合にはさらに FER30 (連結財務諸表) が追加適用される。企業規模とかかわりなく企業集団にはこの基準が適用されなければならない。

⑨ ただし小規模企業集団（小規模企業基準の適用グループ）については、FER30 とコア基準（1～6）のみで会計報告が可能とされ、ここでも情報の過重負担とコスト増大の軽減化が図られている。

⑩ 保険会社、NPO および年金基金についてはそれぞれ FER14、FER21 および FER26 の基準が別個に設定され適用される。

⑪ 結論的に、2007年に改正された新FERは、スイス国内で経営活動を営み資金調達の間でも国内指向の中小企業、企業集団および⑩のような業種別のいづれにも適用可能な会計基準を設定し、一元化を図ったものといえる。

（5）スイスでは、今回の FER 改正により、国内の影響を受ける中小企業や企業集団については FER を適用し、国際的な影響を受ける大企業や企業集団については IFRS あるいは US GAAP (アメリカ基準) を選択適用することを意識している。これはこれまでスイスが FER に対して期待してきた「国際会計基準への仲間入り」を180度転換し、国内基準へ特化したことを意味する。

改正前の FER の目的は、連結財務諸表と同様に個別財務諸表の比較可能性と情報の質を改善し、FER を国際的な会計基準と対等性を有する基準にすることであり、会計に関する債務法の法的要件を補完し明瞭にして、特定問題に指針を提供することを意図して設定されていた。

今回の改正にあたり、FER 専門委員会では事前にアンケート調査をおこない、その結果をもとにこれまで目指してきた方向を大きく転換している。その理由は、FER が IFRS および US GAAP 比べ、国際的影響力に乏しいこと、とりわけ、予算の制約に縛られ基準設定作業の範囲が制限されること、などが指摘される。

したがって、今回の改正により FER は明らかにスイス国内の影響を受ける中小企業（企業集団を含む）向けの財務報告基準の作成と確立にシフトし、その位置づけを明確にしたものといえる。

(6) スイス国内で財務諸表作成に関し法律的に義務付けられない小規模（マイクロ）企業にとって、FER に準拠して決算書を作成することは、一般に認められた会計原則を遵守するという要求に応えると同時に、中小企業や大企業にとっても情報価値のある決算書の作成が可能となり、また決算書作成コストが安価で済む可能性を示すものである。

(7) 上述した背景から、最近、スイスでは多くの公開会社が会計報告に関して IFRS から FER へ変更することを決定しているといわれる。これは財務諸表作成にかかわるコストベネフィットと会計報告の透明性確保という視点からの決断であると予想される。変更の際の判断材料として指摘されるのは、  
・企業にとって株主が国際的構成になっているかどうか  
・外部資金調達にはスイスの状況に精通している金融機関を通じてなされているのか否か  
・外国の競争相手企業はどのような会計基準を適用しているのか  
といった点である。公開会社は変更の際の視点として重視しているようである。

したがって今後は、FER への変更により生じると考えられる諸問題が検討されなければならない。たとえば、変更によって今後どのような財務的影響が生じると予想されるのか、あるいは FER と債務法との本質的な相違はどのような点か、といった問題である。また、変更による基準への技術的訓練も必要とされる。

(8) これらの問題は、わが国の上場企業においても共通の問題を惹起する。スイス FER は現在 SIX 証券取引所の上場基準のひとつとして採用されているが、中小企業のみならず大規模企業にも全面的に適用可能な基準として構成されている。一方、日本では会社法、金融商品取引法、中小企業会計指針という形でそれぞれの企業規模別に会計基準の適用が義務付けられており、スイスのように一本化した基準構成とはなっていない。中小企業

の多いわが国にとって、会計報告のコストベネフィットおよび透明性確保という視点から FER のような企業の適用可能な基準を設定し、一本化させる可能性はあるのか、一考してみる価値はあると思われる。

今後上場企業については、2012 年に IFRS を強制適用するかどうかの判断を示すといわれるわが国において、実際には強制適用の準備が着々と進められている。富士通その他の企業による IFRS 適用に基づく財務諸表作成ソフトの開発、2010 年度 3 月期決算から IFRS への変更による連結財務諸表作成が容認されたことを受け、公表第 1 号となった日本電波工業株式会社の存在など、その証左であろう。

こうした状況を考慮した場合、当該企業の会計報告によるコスト面でのメリット・デメリットあるいは、会計基準の移行にともなう会計処理手続き上の技術的訓練教育、さらには監査上の問題（保証問題）は喫緊の課題である。これらの諸点を解決していく過程で、スイスが 25 年にわたり FER の基準設定を巡って経験してきた内容の検討は今後の日本の会計基準設定の在り方を考える上でも重要である。

(9) 今後は、スイス国内基準である FER の各規定内容に関する個別的検討、他の国内法と FER との係り、および各企業の新 SIX 証券取引所上場基準適用状況について、これまで情報収集したデータをもとに検討する作業が残っている。その作業が済み次第、最終的にスイス会計制度の内的特性に関する本研究の目的が果たされる。その成果については今後、順次雑誌論文、学会発表、図書等で公表する予定である。

(10) 同時に、スイス FER の経験則はわが国の中小企業向け会計基準の在り方さらには会計基準全体を考察する上で十分示唆に富み価値のある試金石となり得るものである。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)  
中嶋隆一、スイス GAAP FER の改正について—  
KMU を中心とした財務報告要件の基本的枠組み—、明海大学経済学論集、Vol. 21、No. 1、  
2009、査読無、pp. 30-40

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中嶋 隆一 (NAKAJIMA RYUICHI)

明海大学・経済学部・教授

研究者番号：50217733